

【新規審議品目】

(2) 「綾鷹 特選茶」 (日本コカ・コーラ株式会社)

○受田部会長 それでは、2つ目、新規審議品目の日本コカ・コーラ株式会社の「綾鷹 特選茶」について、御審議をお願いしたいと思います。

まず、消費者庁から御説明をよろしくお願ひいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料5-1をごらんいただけますか。

商品名、「綾鷹 特選茶」。

許可を受けようとする表示は、「本製品は難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑え、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにします。また、食事から摂取した糖の吸収をおだやかにして、食後の血糖値の上昇をおだやかにします。本製品は血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方または食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です」というものです。

関与成分は、難消化性デキストリン。

1日当たり摂取目安量は、食事の際に1本500ml、1日1回を目安にお飲みください。これにより、難消化性デキストリンが1日当たり5g含まれていることとなります。

右側に既許可品を示しております。「からだすこやか茶W」ですが、こちらの既許可品との相違点は3点ございます。1点目が、表示許可でございますけれども、本申請品は、血中中性脂肪と血糖値に言及したダブルクリームという製品になります。ダブルクリームの場合ですと、1つの試験において2つの効果を同時に確認されている場合は、1つの文章中表示することを認めているということで整理しているところでございます。今回は、中性脂肪と血糖値、それぞれ別の試験において確認を行っているということがございますので、許可を受けようとする表示の中、上から4行目までを中性脂肪について言及し、句点で区切って、「また」以降、血糖値について表示するということとなっております。2つ目の相違点ですけれども、関与成分についてです。1日当たり15gとしていたところ、5gとしているところです。3点目として、1日摂取目安量です。350mlを3本の1,050mlとしていたところ、新製品では500mlを1本としているところが相違点でございます。

以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

それでは、調査会での審議状況の説明を事務局よりお願ひいたします。

○消費者委員会事務局 「綾鷹 特選茶」につきましては、10月16日に諮問されまして、11月6日の第一調査会で審議いただいております。

審議結果は、第一調査会としては了承するという結果をいただいております。

以上でございます。

○受田部会長 審議経過に関しては、以上のとおりでございます。

それでは、この製品に関して、委員の皆様から御意見をいただきたいと思うのですが、先ほど同様に、調査会の志村委員、大野委員にも御出席いただいておりますので、もし補足等がござ

いましたら最初にいただきたいと思います。

○志村委員 これは関与成分の1日摂取量が減るということですが、お手元の資料5-1の下に書いてありますように、それぞれの1-15、1-16を確認して、そういった有効性が認められた。それに対応した形での許可表示がなされているのではないかとということでございました。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

大野委員、いかがでしょうか。

○大野委員 志村委員がおっしゃったことに追加することはございません。

○受田部会長 ありがとうございます。

それでは、第一調査会の委員の皆様からも補足していただきましたので、ここからは委員の皆様のお意見をいただきたいと思います。この「綾鷹 特選茶」に関して、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。調査会でも了承された内容ではございますけれども、いま一度この部会でも確認をしていただきたいということでございます。いかがでしょうか。

特段、よろしいですか。

そうしましたら、この「綾鷹 特選茶」、日本コカ・コーラ株式会社、この新規審議品目に関しては、調査会の提案をそのまま了承するという扱いでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○受田部会長 ありがとうございます。

事務局から、審議結果を御確認いただけますか。

○消費者委員会事務局 それでは、「綾鷹 特選茶」については、当部会として了承することといたします。

○受田部会長 ありがとうございます。

そのように取り扱わせていただきます。